

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年5月30日（火） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 農地転用の事業計画変更申請の審議について |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地改良届について
5. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
6. 転届出の取消について（5条届出）

4 出席委員

- 1番 岸本 昇
- 2番 大平 雅義
- 3番 中野 耕一
- 4番 金澤 敬治
- 5番 能田 義弘
- 6番 西 一
- 7番 山本 孝
- 8番 佐々木 永薫
- 9番 森 政雄
- 10番 品山 昌美
- 11番 藤本 裕造
- 12番 坂東 政義
- 13番 野口 芳久
- 14番 近藤 浩二
- 15番 竹内 敬二
- 16番 山本 喜代治
- 17番 欠員
- 18番 黒田 達哉

平成29年5月30日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただ今から、平成29年5月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。

欠席の届出はございません。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、4番・金澤 敬治委員、10番・品山 昌美委員にお願いします。

それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。

耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後61aに至るもので、譲受人は許可後、隣接している自作地と一体化してすだちの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後253aに至るもので、許可後はプロックリーの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は94aに至るもので、許可後は、自家用野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上3件で、対象地は、畑のみの1,725㎡となります。

ご審議をよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、自身の居住する農家住宅敷地に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は国道55号線の西側80mに位置するおおむね10ha以上の規模の一回の農地の区域内にある農地で、土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断するおそれは、ございません。一般基準について、申請人は、既存宅地を更地とし売却するため、隣接する、申請地への農家住宅建築を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性が認められます。また、近隣農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

2番は、申請人が、露天資材置場に転用しようとするものでございます。立地基準については、早淵地区集会所から北へ90mほどの、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請人は申請地から市道を隔てた隣接地で、内装業を営んでおり、事業拡大により資材置場が必要となったことから、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地は、平成19年の共同住宅建築に伴う一部転用時に、農地法の許可を受けずに転用行為がなされ、雑種地として使用していたことを反省する旨の始末書の提出があります。

また、登記地積は、442㎡ですが、平成19年の一部転用と今回の一部転用計画により、申請地番（第2号議案の2番）は全地積の転用が計画されていることになり、その地積は併せて、579㎡となります。

3番は、申請人が、太陽光発電設備用地に転用するものでございます。立地基準については、石井町境に近い県道平島国府線から90m程度北に位置する、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請人は太陽光発電による売電事業を計画するにあたり、地盤高が良好で、擁壁に囲まれ、整地が容易であり、東側及び北側に道路があり、南は農地であることから日陰

となる心配もなく、自宅に近いことから維持管理に支障がないこの地を事業用地に選定したもので、発電設備の概要は、太陽光パネル200枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,900万円を全額借入資金とする金融機関からの融資証明書の提出が有り、転用の必要性・確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は以上3件で、田1,744㎡、畑407㎡の合計2,151㎡でございます。

転用目的の内訳は、住宅用地448㎡、その他施設用地1,703㎡でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が所有権の移転を受けて、取引会社へ賃貸借する契約で、露天貸資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、市内で不動産賃貸、管理業等を営んでおりますが、事業拡大に伴う新規資材置場を探していた取引先と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、金融機関の支店へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、近年顧客からのニーズや利便性が高まってきたことから新店舗を開業することを計画し、適地を探していたところ、幹線道路沿いで、集客も見込めるこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分され

ます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル360枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,568万円を金融機関より借入れ及び一部自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在、実家で自身の両親と同居していますが、妻の母が所有する土地に住宅を建築する話が持ち上がり、高齢となる妻の両親の居住地からも近距離のため、近くで面倒も見ることができ、周りの環境も良いことからこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、一時転用で、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、工事車両進入路、資材置場、仮設駐車場及び現場事務所へ転用するもので、転用期間は許可日から来年3月末日までの一時転用です。立地基準については、徳島市北井上支所から300m以内にある第3種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在隣接する土地で、幼保一体的運営施設新築工事を共同企業体で請負っておりますが、本工事を進めていくにあたり、利便性が良く、かつ近隣住民と工事車両との接触を軽減し、安全性を高める必要があるため、申請地に資材置場や事務所等を構える計画を立て、工事が終了するまでの一時転用申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、両親が高齢となり、今後面倒を見る必要性が高まったことから、両親の居住地に隣接するこの地に住宅建築の計画をしたもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は以上6件で、田1,888.99㎡、畑2,409.21㎡の計4,298.20㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が699.20㎡、その他施設用地が3,599㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

多田会長 最近の太陽光発電の売電価格は、20～22円/kW相当だと記憶しています。この価格による経営で、太陽光パネルが耐用年数を経過した後に、農地に復元する資金力を保持できるのか、以前から心配しています。

今回、上程された議案の中に、太陽光パネルの枚数が異なるにもかかわらず、発電電力が同じものがあります。2号議案の太陽光パネル200枚当たり出力49.5kWというものと、3号議案の太陽光パネル360枚当たり出力49.5kWとい

うものです。得られる電力が同じにもかかわらず、パネルの枚数が大きく異なっていますが、後者は経営が成り立つのでしょうか。

この点について、事務局は施工者に尋ねたことはありますか。

職員 今回、その点については施工者に尋ねておりません。

多田会長 計算すると、前者は太陽光パネル1枚あたり約0.25kWの出力で、他の太陽光発電事業と同水準と思われる。しかし、後者は太陽光パネル1枚あたり約0.13kWと出力が低くなっています。

もし、経営が成り立たなくなれば、太陽光パネルを放置される等、農地への復元が難しくなる可能性があります。

農業委員会事務局、農業委員会ともに、農地の荒廃を防ぐという視点から、太陽光発電事業への許可は慎重に審議する必要があるのではないのでしょうか。

議長 太陽光発電について詳しい、森委員の話を聞きたいと思います。

森委員 太陽光発電事業については、私なりに勉強してまいりました。

多田会長から、太陽光パネル1枚あたりの出力が異なることのご指摘がありました。その理由はパネル毎に出力が異なるからです。

国産の太陽光パネルは発電出力が高いですが、製品価格も高くなります。中国製などの太陽光パネルは安価ですが、発電出力が低くなります。

二年前、売電価格が42円/kWの時には、高価な太陽光パネルを使っても、採算がとれていました。現在、22円/kWでも採算はとれていますが、一番大切な、太陽光パネルが廃棄物になった時の処理コストまでは考えられていません。

経済産業省のホームページで太陽光パネルの組成物を調べたところ、ヒ素・鉛等の重金属がかなり含まれていました。今後、太陽光パネルが耐用年数を経過して廃棄されるとき、これらの重金属によって農地が土壤汚染されるおそれがあります。この問題について経済産業省の言及が無かったため、同省に、太陽光発電事業への農地転用の許可要件に、太陽光パネル廃棄時の土壤汚染の対策を加えるべきではないかと尋ねました。しかし、太陽光パネルには20～30年程の耐用年数があるため、今のところ、許可要件に廃棄時の土壤汚染対策を取り上げることは考えていない、との回答でした。

現に、私の所へも太陽光発電事業の勧誘は多く来ます。しかし、事業計画に廃棄物処理の費用を計上していない点を指摘すると、二度と商談に訪れなくなります。リスクを踏まえた上での事業だということです。私個人の考えでは、現状の許可要件では、太陽光発電事業への農地転用は望ましくありません。

ご質問の内容に戻りますが、太陽光発電事業は今のところ採算はとれていますが、将来的な廃棄物の処理コストと土壤汚染のリスクという問題を孕んでいるとの回答になります。

入田地区でも、太陽光パネルを設置している農家は多くあります。将来的な危険性よりも、目先の利益をとる人が多いのが現状です。

議長 森委員からのご説明でした。

出力の違いについては、太陽光パネルの性能の違いということでご理解いただきましたでしょうか。

多田会長 理解しました。

議長 森委員さんのお話にあった通り、現状のことだけではなく、未来のことを考えていくべきだと思います。このままでは、未来の農業委員が困る問題に発展していきかねません。若い方は特に、今の意見を十分に聞いて、対応を考えていって下さい。

事務局、何かありますか。

他にご質問はございませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案、農地転用の事業計画変更申請についての審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議についてご説明します。議案書5ページをお開きください。

全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

この手続きは、過去に農地転用許可を受けている場合において、工事完了にいたらないまま、転用目的の変更や事業面積の拡大、第三者への転用事業の承継など、当初計画に変更が生じた場合に、変更される理由が適正か、変更後の計画が転用許可基準に照らして許可し得るものか、変更後の計画による周囲の農業への影響が、当初計画と同程度までに留まるかなどの観点から、変更の可否について転用許可権者の承認を要するとされているものです。

1番は、以前に農地法第5条の規定による許可を受けていた転用計画について、当初は申請地において店舗建設の利用計画をしておりましたが、当初の計画を中止し、承継者と賃貸借契約を結び、露天駐車場としたい旨の転用目的の変更が申請されているものです。事業計画の変更を必要とする理由につきましては、当初の譲受人は、新店舗を建設するために平成27年1月に転用許可を受けており、同時に開発許可を受けて造成工事を行いました。この度会社の経営方針の転換により当初の計画を中止せざるを得なくなり、併せて近隣にある料理店の経営者から、同店舗の駐車場が不足しているため申請地借入の申し出があったことから、この度第三者への転用事業の承継と、転用目的の変更に至ったものです。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第4号議案は、以上1件で、田664㎡で、転用目的の内訳は、その他施設用地が

664㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書6ページをお開きください。

今月の申請は1件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものがございます。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は、田●●●㎡、合計●●●㎡となっております。

ご審議をよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書7ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

利用権設定の内、番号に下線付きのものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が9件、再設定が2件の合計11件となっており、そのうち、賃借権が5件、使用賃借権が6件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～3番が多家良地区・3筆・3件、4番が勝占地区・9筆・1件、5番が川内地区・2筆・1件、6番・7番が南井上地区・6筆・2件、8番～11番が北井上地区・9筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田18筆24, 114㎡、畑11筆18, 375㎡の合計29筆42, 489㎡となります。

続きまして、利用権移転の説明に移ります。10ページをお開きください。

1番は、平成26年11月4日から3年間の賃借権設定がされている賃借の残りの期間を移転するものです。

2番は、平成28年9月1日から5年間の賃借権設定がされている賃借の残りの期間を移転するものです。

3番は、平成26年12月1日から3年間の賃借権設定がされている賃借の残りの期間を移転するものです。

4番は、平成27年11月2日から2年間の使用借権設定がされている賃借の残りの期間を移転するものです。

利用権移転については以上4件で、畑9筆8, 845㎡です。

続きまして、所有権移転についてご説明します。11ページをお開きください。

本案件は、それぞれ譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。

耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番・2番案件は譲受人が同一世帯であるため合わせて説明いたします。1番は、取得後には対象地において野菜の栽培を行い、2番は、取得後には対象地においてニンジンの栽培を行うとのことです。譲受人の耕作面積は、1番・2番案件の土地の取得後、867aに至ります。

所有権移転については以上2件で、畑7筆、7, 360㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

多田会長

大松の案件に換地中の地番とありますが、大松は基盤整備をして20年が経っても、未だに換地が完了せずに揉めています。

農業委員会が間に入って、何か取り計らえることはないかと思いますが、何の権限もないため難しく感じています。相続などをはさむと、今後、問題がますます複雑化

するのではないのでしょうか。
大平委員どう思われますか。

大平委員 話し合いの場を設けると、換地が完了しないと困るとの意見が出ます。しかし、いざ換地を完了しようとなると、具体的な話に進みません。先に換地した人がより良い条件の土地を得ており、不公平だとの意見が出ています。

多田会長 委員会としては介入できないため、相談を受けて困っています。土地改良をした人が亡くなったり、地権者が土地を離れたりする場合など、換地に関する同意を得るのが困難なケースが増加するのではないかと心配です。

また、基盤整理後、通常は市が農道の舗装を行いますが、大松の農道は、換地の完了を認めていないため未舗装で不便な状態です。このような状態が解消されてほしいと願っていますが、何か農業委員会が手助けできることはないのでしょうか。

中野委員 地権者の同意を元に、徳島市が国土調査を入れることで解決が図れるのではないのでしょうか。この方法をとれば、現況通りに測量が行われ、公図も書き換えられます。ただし、地権者全員の同意を得ることが必要になります。

以前、夷山の土地に関して同じ方法をとったことがあります。最終的な決着に至るまでに、20年かかりました。

今とりうる方法で、一番いい方法は、話し合いによって地権者の同意を得て、国土調査を入れることだと思います。

多田会長 何か方策をとらなければ、永久に換地を完了できないのではないかと懸念しています。徳島市として介入できることはありませんか。

職員 難しいと思います。地権者の同意を得ないと、所有権の調整作業は進められません。

多田会長 手助けがないと、事態は進まないと思います。

職員 国土調査を入れるに至った場合、大字の調整までは可能です。大松の場合は、字が変わる部分もあるため、そこまで調整が及ぶかは不明です。

多田会長 現況、換地の完了を認めないまま耕作が行われていますが、農道が穴だらけなのでこぼこ道で、車の進入も難しい状態です。換地が完了し、舗装などの整備がされるよう手助けしてあげたいと思っています。

議長 大松の現況を見ると、舗装はされていないが区画整備はできており、一面、良い田が広がっています。換地処分についての揉め事が2代続いており、今までに掛かった費用の補償を求める声も有ります。誰かが間に入らないと解決しそうにありません。国土調査を入れるという方法もあることについては、大平委員から地権者に伝えられるとよいと思います。

基盤整備事業には、改良区が仲立ちに入る場合もあると思います。

坂東委員、こういったケースは珍しいと思いますが、川内では換地処分の際、どう

でしたか。

坂東（二）
委員

揉めごとの要素は当然にあります。解決策は話し合いしかありません。地権者が了承しないとどんな手も打ちようがありません。行政が間に入るにしても、まずは権限を持った者が寄り添って話し合い、解決に向けて話を詰めていくべきです。換地処分は公の処分になりますが、地域の意思統一ができていないと難しいと思います。世話役を置くとしても、間に入るだけでは動きようがないと思いますので、世話役は地権者のなかから選ぶことが望ましいです。改良区や行政が間に入って、指導していくのは難しいと思います。ただ、地権者側もいつか誰かが解決しなければいけない問題だという自覚はあります。ケースに合わせて、時期を見ながら地権者が話し合っていくべきです。

多田会長がおっしゃったとおり、世話役が亡くなって、それぞれがやりたい放題という状態になると、話をまとめるのが困難になってきます。この問題を解決するためには、境界を引いて、換地をきちんと行うべきです。

川内の場合、改良区が間に入ることになりませんが、改良区の組合員の視点から見ても換地について即答することは難しいです。やはり、話し合いが一番大切だと思います。

議長

こういった事例があることを認識しておいて下さい。

結論として、解決する方法としては、地権者全員の同意を得て国土調査を入れることではないでしょうか。機会があれば、委員の方からこういった方法があることを伝えてください。

よろしくをお願いします。

他にご質問はございませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員

それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書12ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、でございます。

13ページにわたって、6件受理いたしました。

14ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。4件受理いたしました。

15ページにお移りください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。16ページにわたって、7件受理いたしました。

17ページにお移りください。4番は、農地改良届について、でございます。1件受理いたしました。

18ページをお開きください。5番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。1件受理いたしました。

19ページにお移りください。6番は、転用届出の取消について、でございます。1件取消しました。

報告事項についての報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、続いて事務局からの連絡事項がありますので、お願いします。

職員

初めに、資料をご確認ください。「平成29年度 相続税納税猶予免除予定者一覧表」、お手元にありますでしょうか。

それでは、説明に移らせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

本年度も徳島税務署より相続税の納税猶予を受けている特例農地について、期間が満了するにあたっての利用状況の確認依頼を、21件受けております。

対象となった特例農地の利用状況を確認調査し、順次、農地部会での承認を得た上で税務署へ結果を回答していく予定でございます。

調査の時期の予定については、地区と調査対象の筆数等を考慮して一覧表に記載いたしました。調査の進展状況や補正などの必要から、調査時期や農地部会への報告時期が前後する場合がございますが、年内には調査完了できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

該当地区の委員さんにおかれましては、事務局との現地調査の同行や、事前に農業相続人へ耕作状況の確認をお願いすることがあるかもしれませんが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長

委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年5月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は6月30日（金）の開催予定となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（閉会 16時30分）